

久御山中学校PTA規約(案)

第1条 (名称及び事務所)

本会は久御山中学校 PTA と称し、事務所を久御山中学校内に置きます。

第2条 (目的)

本会は、保護者と教職員が緊密連携を図り、会員相互の研鑽に努め、生徒の教育に対する関心と理解を深め、生徒の心身の健全育成を図ることを目的とします。

第3条 (方針)

- 1 学校及び家庭における教育の充実を図り、教育施設・設備・環境の整備充実に努めます。
- 2 会員相互の立場・条件を理解し合うため、親睦を深め、学習と教養の向上に努めます。
- 3 青少年の幸福を増進するため活動する団体及び機関と協力します。

第4条 (会員)

本会の会員は、久御山中学校に在籍する生徒の保護者と久御山中学校に勤務する教職員とします。

第5条 (総会)

- 1 総会は、本会の最高決議機関であって、定期総会を毎年年度初めに、また臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または会員の過半数の要請があった場合に、いずれも会長が招集して開催します。
- 2 定期総会の決議事項は、事業計画及び報告、収支予算・決算報告、役員承認その他重要事項とします。
- 3 総会の日時・場所・議案は5日前までに全会員に通知します。
- 4 総会成立は、会員の4分の1以上(委任状を含む)の出席を必要とします。
- 5 総会の議決は、出席の過半数の賛意を必要とし、可否同数の場合は否決とします。
- 6 議長は、出席した会員の中から選任します。

第6条 (役員・本部役員会等)

- 1 本会には、役員として会長1名、副会長3名、庶務3名、会計3名、会計監査2名を置きます。
なお、会計、庶務各1名は教職員会員が担当します。
- 2 会長1名、副会長3名、庶務3名、会計3名計10名をもって本部役員会を構成します。
- 3 本部役員会は、総会議案の立案を行い、また議案の決議にそって方針を具体化します。
- 4 役員職務は次のとおりとします。
 - (1) 会長は、本会を代表し会務を総理します。その他、総会・本部役員会・運営委員会・地域及び学級委員会を招集し、必要に応じて、各専門部委員長・各学年長・各校区長を本部役員会に招集することができます。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ決めた順位にのっとり職務を代行します。各専門部及び運営委員会その他の事業を統轄します。
 - (3) 会計は、会計の収支その他一切の会計事務を行います。
 - (4) 庶務は、各種会議の記録及び事業の経過を記録・整理し、各種会議等の連絡通知をします。
 - (5) 会計監査役は、会計の収支状況を監査し、総会に報告します。
- 5 役員選出と任期、その他委員・顧問・相談役の選出は次のとおりとします。
 - (1) 会計監査を除く役員選出については、別に定める役員・委員選考規程によります。
 - (2) 役員任期は、1年とし、補欠によって就任した者の任期は前任者の残存期間とします。
 - (3) 会計監査は、前年度役員より選出します。
 - (4) 本部役員の内から、家庭教育委員2名選出し、家庭教育委員は、久御山町 PTA 連絡協議会及び城陽・久御山 PTA 連絡協議会に所属します。
 - (5) 顧問・相談役は、PTA 会員の内より若干名選出することができます。
 - (6) 顧問・相談役は、会長が本部役員会に諮り委嘱します。

第7条（各種委員会・運営委員会）

- 1 本会には下記の委員会を置きます。
 - (1) 地域委員会
 - (2) 学年委員会
 - (3) 広報・HP管理委員会
 - (4) 文化教養・環境整備委員会
 - (5) 保健体育・施設補導委員会
 - (6) 特別委員会
 - (7) 役員・委員選考委員会
- 2 地域委員・学級委員は、各専門委員会に所属し、本会の事業及び活動を担当します。
- 3 各委員会の構成及び職務は、次のとおりとします。
 - (1) 地域委員会は、各地域委員によって各校区地域委員会を構成し、地域懇談会をはじめ、必要な事業を推進し、各種地域団体と協力し活動を行います。
 - (2) 学年委員会は、各学級委員によって構成し、学級・学年懇談会をはじめ教育施設・設備・教員環境の整備充実に関する活動・事業を推進します。
 - (3) 広報・HP管理委員会は、広報誌の定期発刊、PTA情報の発信、HPの管理運営、その他広報・HPに関する事業を推進します。
 - (4) 文化教養・環境整備委員会は、生徒及び会員の文化教養・環境整備に関する事業の援助と活動を推進します。
 - (5) 保健体育・施設補導委員会は、生徒及び会員の保健体育・施設補導に関する事業の援助と活動を推進します。
 - (6) 特別委員会は、本部役員会で必要と認めた特別な事業に限って調査・検討を行います。
 - (7) 役員・委員選考委員会は、本会の本部役員及び委員の選考を円滑に行うため設置します。役員・委員選考委員会の構成・任期は、役員・委員選考規程によります。
- 4 地域委員及び学級委員の選出は、役員・委員選考規程によります。
- 5 各校区長、各学年長、専門委員長の選出は、役員・委員選考規程によります。
- 6 本部役員及び専門委員長3名、学年長3名、校区長3名の計19名により運営委員会を構成します。
- 7 運営委員会では、各委員会の活動予定・活動状況を報告し、検討調整を図ります。
- 8 各委員長は、担当副会長及び会長に連絡し委員会を招集し、事業計画を推進します。

第8条（会計）

- 1 本会の会計年度は、毎年4月2日より始まり、翌年4月1日に終わります。
- 2 会費は、1世帯につき1ヶ月400円とします。
- 3 会費の納入は、原則として指定金融機関の口座より自動振替の方法により行うものとします。

第9条（慶弔費）

- 1 会員及び生徒が死亡したときは、10,000円としきび一対とします。
- 2 教職員会員が、結婚・出産したときは、5,000円とします。
- 3 教職員会員の転退職に際しては、一律（金一封金2,000円）とします。
- 4 役員会で必要と認めた場合、慶弔及び見舞いを出すことができます。

第10条（規約の改正）

本規約の改正は、総会の議決を必要とします。

- (附則) 平成23年5月13日改正
平成26年5月12日改正
平成28年5月14日改正